第１号様式（第７条関係）

　　年　　月　　日

(宛先) 新潟市長

所在地

法人名

(個人の場合は法人名省略)

代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　 　　　㊞

電話番号　　　　　（　　　　　）

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付申請書

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業における補助金の交付を受けたいので，新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業補助金交付要綱第７条の規定により，下記のとおり申請します。

記

１ 補助事業の名称 　　　新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業

２ 補助事業の内容　　　　新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業補助金交付要綱に基づき，飲食店等から運送の委託を受けた飲料・食料等を運送する

３ 配達料設定額　　　　　事業者が任意に設定する配達料 　円

→　50円以上値引いた配達料 　 円

４ 補助対象経費及び交付申請額

（１）準備経費

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①実施車両台数10台まで | × | ②単価10,000円まで | ＝ | ③対象経費消費税等除く | － | ④国，県，その他の団体からの補助額 | ⇒ | ⑤交付申請額※100,000円まで |
|  台 |  円 |  円 | 円 |  円 |

※準備経費の交付申請額は，100,000円が上限です。

（２）配達料

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①実施車両台数10台まで | × | ②運行回数（予定） | × | ③配達料市補助額 | × | ④実施日数最大273日まで | ＝ | ⑤対象経費 |
|  台 |  回/日·台 | 250 円/回·台 |  日 |  円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| － | ⑥国，県，その他の団体からの補助額 | ＝ | ⑦交付申請額※法人1,100,000円，個人110,000円 |
| 円 |  円 |

※配達料の交付申請額は，法人1,100,000円，個人110,000円が上限です。

第１号様式（第二面）（第７条関係）

５ 補助事業の期間　　　　着手（予定）年月日　　　　　　年　　月　　日

完了（予定）年月日　　　　　　年　　月　　日

６ 情報の公表の内容，方法及び時期

７ 添付書類

（１）補助金交付の対象車両の自動車検査証の写し

（２）貨物自動車運送事業法第３条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可書の写し，または，道路運送法第７８条第３号に基づく有償運送特例許可書の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

＜ 補助対象要件に関する確認事項 ＞（各項目の該当する□に✔印を記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　項　目 | 確 認 欄 |
| 申請者は暴力団員又は暴力団等と関係を有する者ではありません。また，必要に応じて，市が警察に照会する場合は，別途必要な書類の提出を行います。 | はい□ | いいえ□ |
| 市税に未納はありません。また，市長が必要があると認めた場合は，別途必要な書類を提出します。 | はい□ | いいえ□ |
| 要綱第２条の規定により，飲食店等と契約等を締結し，その契約等に基づき市域内で飲料・食料等を運送します。 | はい□ | いいえ□ |
| デリバリーサービスについて，国，県，その他の団体から補助等を受けていません。補助等を受ける場合は，要綱第５条第４号の規定により，対象経費からその補助等の額を差し引いています。また，当初交付申請後に補助等を受けることとなる場合は，要綱第９条の規定に基づき，変更交付申請時に，対象経費からその補助等の額を差し引きます。 | はい□ | いいえ□ |
| 要綱第６条の規定により，交付決定日から１か月以上の期間デリバリーサービスを実施します。 | はい□ | いいえ□ |
| 要綱第９条の規定により，交付決定内容に変更等が生じた場合は，速やかに変更交付申請書を提出します。（第３号様式） | はい□ | いいえ□ |
| 要綱第１０条の規定により，事業実施月の翌月第２週金曜日までに実績報告書を提出します。（第５号様式） | はい□ | いいえ□ |
| 要綱第１４条の規定により，交付決定の取消しに係る部分に関し，既に交付された補助金の返還を命じられた場合は，定められた期限までに返還します。 | はい□ | いいえ□ |
| 市長が必要があると認めた場合は，その求めに応じ，補助事業に係るアンケート，報告，資料の提出，担当職員による現地調査等に協力します。 | はい□ | いいえ□ |

（注）確認欄の「いいえ」に✔がある場合，補助対象要件に該当しないため，交付決定ができません。